止し、又は廃止してはならない。

- 5 知事は、指定認定機関が前項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定認定機関が天災その他の事由によりその認定関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、その認定関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第4項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が第21条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、規則で定める。 (秘密保持義務等)
- 第20条 指定認定機関 (その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。)及びその職員並びにこれらの者であった者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 2 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法(明治 40 年法律第 45 号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (指定認定機関に対する監督命令等)
- 第21条 知事は、第16条から次条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。
- 2 知事は、指定認定機関が第17条第3項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当する に至ったときは、指定を取り消さなければならない。
- 3 知事は、指定認定機関が第19条の規定に違反したとき、同条第1項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第1項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。
- 4 第 17 条第 5 項の規定は、前 2 項の規定による指定の取消しについて準用する。 (報告徴収及び立入検査)
- 第22条 知事は、第16条からこの条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に 提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第4章を第3章とし、同章の次に次の2章を加える。

第4章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

- 第29条 県若しくは市町村又は第35条第1項の規定により指定された公園管理団体で第36条第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。
  - (1) 風景地保護協定の目的となる土地の区域(以下「風景地保護協定区域」という。)
  - (2) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項
  - (3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備 が必要な場合にあっては、当該施設の整備に関する事項
  - (4) 風景地保護協定の有効期間
  - (5) 風景地保護協定に違反した場合の措置
- 2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意が なければならない。
- 3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - (1) 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。
  - (2) 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
- (3) 第1項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。 4 市町村が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同 意を得なければならない。
- 5 第1項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。

(風景地保護協定の縦覧等)

- 第30条 県、市町村又は知事は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から2週間関係者の縦覧に供さなければならない。
- 2 前項の規定による公告があったときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、 当該風景地保護協定について、県、市町村又は知事に意見書を提出することができる。 (風景地保護協定の認可)

- 第31条 知事は、第29条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。
  - (1) 申請手続が法令に違反しないこと。
  - (2) 風景地保護協定の内容が、第29条第3項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公告等)

第32条 県、市町村又は知事は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第33条 第29条第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第34条 第32条 (前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあった風景地保護協定は、その公告のあった後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

第5章 公園管理団体

(指定)

- 第35条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事 務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

- 第36条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。
  - (2) 県立自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。
  - (3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
  - (4) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
  - (5) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
  - (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

- 第37条 公園管理団体は、県及び市町村との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を 行わなければならない。 (改善命令)
- 第38条 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 (指定の取消し等)
- 第39条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第40条 県は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

附則

- この条例は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 3 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第21号

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

熊本県立職業能力開発校条例(昭和 44 年熊本県条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本県立天草高等技術訓練校の項を削る。